

○西東京市図書館設置条例

平成13年 1 月21日条例第81号

改正

平成20年 3 月31日条例第17号

平成21年 3 月31日条例第14号

平成24年 3 月30日条例第14号

平成27年 3 月30日条例第33号

西東京市図書館設置条例

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、西東京市図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

(構成、区分、名称及び位置)

第2条 図書館は、中央館及び地域館をもって構成し、その区分、名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理)

第3条 図書館の管理は、西東京市教育委員会（以下「委員会」という。）が、これを管理する。

(職員)

第4条 図書館に館長、副館長、地域館長及び司書を置き、司書補及びその他の職員を置くことができる。

(利用者の秘密を守る義務)

第5条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会の設置等)

第6条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に西東京市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会は、特別の理由があると認めるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年 1 月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前までに、田無市立図書館条例（昭和50年田無市条例第12号）又は保谷市図書館設置条例（昭和51年保谷市条例第5号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年 3 月31日条例第17号）

この条例は、平成20年 6 月29日から施行する。

附 則（平成21年 3 月31日条例第14号）

この条例は、平成21年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日条例第14号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の西東京市図書館設置条例（以下「旧条例」という。）の規定による西東京市図書館協議会の委員である者は、この条例による改正後の西東京

市図書館設置条例の規定による西東京市図書館協議会の委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定による西東京市図書館協議会の委員の残任期間とする。

附 則（平成27年 3 月 30 日 条例第33号）

この条例は、平成27年10月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区分	名称	位置
中央館	西東京市中央図書館	西東京市南町五丁目 6 番11号
地域館	西東京市保谷駅前図書館	西東京市東町三丁目14番30号
地域館	西東京市芝久保図書館	西東京市芝久保町五丁目 4 番48号
地域館	西東京市谷戸図書館	西東京市谷戸町一丁目17番 2 号
地域館	西東京市柳沢図書館	西東京市柳沢一丁目15番 1 号
地域館	西東京市ひばりが丘図書館	西東京市ひばりが丘一丁目 2 番 1 号